

●景観形成地域内での景観形成基準

馬木北町景観形成地域

行為	事項	景観形成基準	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	馬木北町協定区域内	用途	・建築物は、原則として1戸建ての専用住宅とすること。
		位置規模	・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、国道境界線から2m以上、他の区画道路及び隣地境界線から1m以上後退すること。ただし、物置等の付属建築物で軒の高さが2.5m以下で、かつ、その床面積の合計が20㎡以下のものは、この限りではない。 ・建築面積は、敷地面積の10分の6を超えないこと。 ・建築物の階数は、地階を除き、2以下とし、高さは現況地盤から10m以下、軒高は7m以下とすること。
		形態意匠	・建築物の屋根は、均整のとれた形状とし、かつ、その勾配は隣地の住宅との調和を図ること。
		色彩	・次に掲げるとおりとし、全体としての調和を図ること。 ア. 屋根…黒、茶又はこれらの周辺色 イ. 外壁…白又は淡色 ・このほか、別途色彩基準の基準による。
		緑化	・道路に面する垣、柵の構造は、生け垣又は板塀とし、これらにかかる基礎部分の高さは道路面から0.5m以下とすること。ただし、門柱及び意匠上これに付属する部分はこの限りではない。
	馬木北町協定区域外	用途	・建築物は、原則として1戸建ての専用住宅とすること。
		位置規模	・建築物の階数は、地階を除き、2以下とし、高さは現況地盤から10m以下、軒高は7m以下とすること。
		形態意匠	・建築物の屋根は、均整のとれた形状とし、かつ、その勾配は隣地の住宅との調和を図ること。
		色彩	・次に掲げるとおりとし、全体としての調和を図ること。 ア. 屋根…黒、茶又はこれらの周辺色 イ. 外壁…白又は淡色 ・このほか、別途色彩基準の基準による。
		工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模
形態意匠	・周辺景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのあるすっきりとした形態・意匠を工夫すること。		
色彩	・けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・このほか、別途色彩基準の基準による。		
素材	・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ・材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。		
緑化	・敷地内ではできる限り緑化するとともに、敷地内の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 ・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。		
その他	・自家用広告物以外の屋外広告物は原則として設けないこと。 ・電柱・街路灯等を利用した屋外広告物は設けないこと。		

行為	事項		景観形成基準
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積、貯蔵の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。 ・適切な集積又は貯蔵に努めること。
	遮へい		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	遮へい		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
	事後の措置		<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。
都市計画法第4条第13号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び土地の形質の変更	変更後の形状	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
		馬木北町協定区域内	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の区画を変更する場合は、200㎡以上を確保すること。 ・敷地の地盤高は、原則として造成完了時の地盤高を変更しないこと。
	緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

島根県立大学短期大学部出雲キャンパス周辺景観形成地域

行為	事項	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁は、道路境界線から2m以上、他の敷地からは1m以上後退させること。ただし、市道川跡鳶巣線に面する外壁は、道路境界から3m以上後退させること。なお、物置等の付属建築物で軒の高さが2.5m以下で、かつ、その床面積の合計が20㎡以下のものは、この限りではない。 建築面積は、敷地面積の10分の6を超えないこと。 建物の高さは、原則として15m以下とすること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根は、原則として勾配屋根とし、瓦及びこれらに準ずるものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 原則として次に掲げるとおりとし、全体としての調和を図ること。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 屋根・・・黒、茶(来待色)又はこれらの周辺色 イ. 外壁・・・原色は避ける。 このほか、別途色彩基準の基準による。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する垣、柵の構造は、生け垣とし、これらにかかる基礎部分の高さは道路面から0.5m以下とすること。ただし、門柱及び意匠上これに付属する部分はこの限りではない。 住宅以外の用途に供するもので、その敷地面積が1,000㎡を超えるものは、北側及び西側に築地松あるいはこれに準ずる緑化措置を図ること。
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	<ul style="list-style-type: none"> 行為地が優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置・規模とすること。 行為地が主要幹線道路に接する場合は、できる限り後退した位置とすること。 主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。 行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのあるすっきりとした形態・意匠を工夫すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 このほか、別途色彩基準の基準による。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地内の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 自家用広告物以外の屋外広告物は原則として設けないこと。 電柱・街路灯等を利用した屋外広告物は設けないこと。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積、貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> 主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。 適切な集積又は貯蔵に努めること。
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。

行為	事項	景観形成基準
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
	事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。
都市計画法第4条第13号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び土地の形質の変更	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・敷地の区画を変更する場合は、200㎡以上を確保すること。 ・敷地の地盤高は、原則として前面道路から1.5m以下とすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

リバーサイド・夕川西景観形成地域

行為	事項	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	用途	・建築物は、原則として1戸建ての専用住宅とすること。
	位置規模	・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、原則として、道路から1m以上、隣地境界から1m以上後退すること。 ・建築面積は、敷地面積の10分の6を超えないこと。 ・建築物の階数は、地階を除き、2以下とし、高さは現況地盤から10m以下、軒高は7m以下とすること。
	形態意匠	・建築物の屋根は、原則として勾配屋根とすること。
	色彩	・原則として次に掲げるとおりとし、全体としての調和を図ること。 ア. 屋根・・・黒、茶又はこれらの周辺色 イ. 外壁・・・白又は淡色 ・このほか、別途色彩基準の基準による。
	緑化	・道路に面する垣、柵の構造は、原則として生け垣又は板塀若しくは補強コンクリートブロック造等で表面仕上げを行い、天端を瓦等で葺いたものとし、道路面からの高さは1.6m以下とすること。ただし、道路面からの高さが1m以下の擁壁や土留はこの限りではない。
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	・行為地が優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置・規模とすること。 ・行為地が主要幹線道路に接する場合は、できる限り後退した位置とすること。 ・主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。 ・行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
	形態意匠	・周辺景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのあるすっきりとした形態・意匠を工夫すること。
	色彩	・けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・このほか、別途色彩基準の基準による。
	素材	・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ・材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。
	緑化	・敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地内の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 ・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
	その他	・屋外広告物は原則として設けないこと。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積、貯蔵の方法	・主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。 ・適切な集積又は貯蔵に努めること。
	遮へい	・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。

行為	事項	景観形成基準
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
	事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。
都市計画法第4条第13号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び土地の形質の変更	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・敷地の区画を変更する場合は、200㎡以上を確保すること。 ・敷地の地盤高は、原則として造成完了時の地盤高を変更しないこと。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

神西湖周辺景観形成地域

行為	事項	景観形成基準	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	神西湖湖畔ゾーン	位置規模	<ul style="list-style-type: none"> 水際景観エリアにおいては、神西湖湖畔等の原風景に特に配慮すること。 建築物の高さは、神西湖との調和を図るため、原則として 13m以下とすること。 建築物の外壁は、神西湖との景観調和と親水性を確保するため、湖岸から原則として 5m以上離すこと。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 原則として原色を避け、全体としての調和を図ること。 このほか、別途色彩基準の基準による。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合は生け垣等の植栽に努めること。 大規模な建築物、工作物及び駐車場等にあつては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。
	(住宅団地 神西緑ヶ丘ゾーン) 建築協定区域	用途	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、原則として 1 戸建ての専用住宅、又は併用住宅とすること。
		位置規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は外壁又はこれに代わる柱の面は、古志神西団地三部線及び神西団地南北線(以下、幹線道路という。)から 2m以上、他の区画道路から 1.5m以上、及び隣地境界線から 1m以上後退させること。ただし、物置等の附属建築物で軒の高さが 2.5m以下で、かつ、その床面積の合計が 40 m²以下のものはこの限りではない。なお、雪ずり等により、他の土地に迷惑をかけない配置とすること。 建築面積は、敷地面積の 10 分の 6 を超えないこと。 建築物の階数は、地階を除き、2 以下とし、高さは現況地盤から 10m以下、軒高は 7m以下とすること。 幹線道路からは車両の進入路を設けないこと。
		形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根は、均整のとれた形状とし、かつ、その勾配は隣地の住宅との調和を図ること。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 原則として原色を避け、全体としての調和を図ること。 このほか、別途色彩基準の基準による。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する垣、柵の構造は、生け垣又は開放性のあるフェンスを原則とし、コンクリートブロック等の塀をする場合は、宅地地盤面からの高さを 1m以下とすること。ただし、フェンス及びコンクリートブロック等の塀をする場合は、植栽を併設すること。 敷地内はできる限り緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。
		(その他の区域) 神西緑ヶ丘ゾーン	位置規模
	形態意匠		<ul style="list-style-type: none"> 建築物の形態は、周囲に威圧感を与えないようなものとする。
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> 原則として原色を避け、全体としての調和を図ること。 このほか、別途色彩基準の基準による。
	緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内はできる限り緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。

行為	事項	景観形成基準			
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	<ul style="list-style-type: none"> ・水際景観エリアにおいては、神西湖湖畔等の原風景に特に配慮すること。 ・行為地が優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置・規模とすること。 ・行為地が主要幹線道路に接する場合は、できる限り後退した位置とすること。 ・主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。 ・行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。 			
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのあるすっきりとした形態・意匠を工夫すること。 			
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・このほか、別途色彩基準の基準による。 			
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ・材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。 			
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地内の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 ・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。 ・大規模な建築物、工作物及び駐車場等にあつては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。 			
	その他	<table border="1"> <tr> <td>共通事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告物以外の屋外広告物は原則として設けないこと。 ・電柱、街路灯等を利用した広告物は、設けないこと。 </td> </tr> <tr> <td>神西湖湖畔ゾーン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔等の大型工作物は原則として設けないこと。 </td> </tr> </table>	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告物以外の屋外広告物は原則として設けないこと。 ・電柱、街路灯等を利用した広告物は、設けないこと。 	神西湖湖畔ゾーン
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告物以外の屋外広告物は原則として設けないこと。 ・電柱、街路灯等を利用した広告物は、設けないこと。 				
神西湖湖畔ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔等の大型工作物は原則として設けないこと。 				
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積、貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・水際景観エリアにおいては、神西湖湖畔等の原風景に特に配慮すること。 ・主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない位置、規模とすること。また、物品を積み上げる場合には、高さを低くするなど、周囲に威圧感を与えないようなものとする。 ・適切な集積又は貯蔵に努めること。 			
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。 			
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・神西湖湖畔ゾーンにおいては、水辺環境を阻害するようなゴミや産業廃棄物の集積や投棄、またはこれによる土地の造成をしないこと。 			
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。 			
	事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。 			
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。 			

都市計画法 第4条第13 号に規定す る開発行為 その他政令 で定める行 為及び土地 の形質の変 更	変更後 の形状	共通 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
		神西緑ヶ丘 ゾーン(住宅 団地)	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の区画を変更する場合は、180㎡以上を確保すること。 ・敷地の地盤高は、原則として造成完了時の地盤高を変更しないこと。 ・幹線道路からは車両の進入路を設けないこと。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。 	
水面の埋立 て又は干拓	埋立て、干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。 	

穴道湖沿岸景観形成地域

行為	事項	穴道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔集落ゾーン		
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	(1) 河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づき設置する場合を除き、原則として、このゾーンにおける建築物の設置は避けること。(注1)	(2) 主要な展望地(注2)からの眺望を妨げることのないような位置とすること。				
			(3) 対岸から見て、背景となる山稜の稜線を切らないような位置とすること。				
			(4) 大規模な建築物の外観は、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化等を図ることが可能な空気を確保するため、原則として主要道路(注3)から5m以上後退させること。その他の建築物の外壁は、修景緑化等を図ることが可能な空気を確保するため、原則として主要道路から2m以上後退させること。				
	規模	-	(5) 外壁の後退について、敷地上の制約から上記の後退が困難な場合には、可能な限り後退させ修景緑化を図ること。				
			(6) 水際を占有しないように湖岸線からできるだけ後退した位置とするとともに、水際へのアプローチを考慮した配置とすること。	(7) 築地松散居集落に隣接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とすること。	(8) 敷地境界線からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。		
			(1) 主要な展望地からの眺望を妨げることのないような規模とすること。				
	形態	-	(2) 対岸から見て、背景となる山稜の稜線を切らない規模とすること。				
			(3) 周囲に圧迫感を与えない規模とすること。				
			(4) 主要道路から湖への眺望が確保できる規模とすること。	(5) 築地松の高さと調和するよう配慮すること。	(6) 隣接する建築物との調和に配慮した規模とすること。		
	意匠	-	(1) 地域の基調となる景観に調和した形態とすること。				
			(2) 周囲に圧迫感を与えない形態とすること。				
			(3) 主要道路から湖への眺望及び対岸や湖上からの眺望を考慮した形態とすること。	(4) 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区にあっては、原則として屋根の形態を合わせること。		(5) 街並みとしてまとまりのある形態とすること。	
色彩	-	(1) 地域の基調となる景観に調和するとともに、まとまりのある意匠となるよう工夫すること。					
		(2) 大規模な建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。また、平滑で大きな壁面が生じないよう陰影効果のある壁面の処理を工夫すること。					
		(3) 建築物の屋外階段、壁面設備及び屋外設備は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、主要な展望地又は道路からできるだけ限り見えないよう工夫すること。					
素材	-	(4) 建築物に設置する看板及び広告等は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数に留めるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。					
		(5) 対岸や湖上からの眺望に配慮し、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫すること。	(6) 築地松散居集落における建築物に調和した意匠とすること。				
		(1) けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、湖水面や周辺の山並み、田園等、自然物が主体の周辺景観との調和に配慮すること。					
(2) 使用する色数を少なくするよう努めること。							
(3) 敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。							
(4) これらによる他、別途色彩基準の基準による。							
(1) 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。							
(2) 外壁等の素材は、周辺の景観と調和したものを使用するとともに、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。							

行為	事項	宍道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔集落ゾーン		
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	敷地の緑化	-	(1)敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。				
			(2)樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。				
			(3)大規模な建築物にあつては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。				
			(4)駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。				
			-	(5)築地松による緑化に努めること。	-		
	その他	-	(1)屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すること。				
			(2)屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。				
			(3)空気調和設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。				
			(4)アンテナを共同化するよう努めること。				
			(5)壁面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、設置しないよう努めること。				
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置	(1)河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づき設置する場合を除き、原則として、このゾーンにおける工作物の設置は避けること。 (注1)	(2)主要な展望地(注2)からの眺望を妨げることのないような位置とすること。				
			(3)対岸から見て、背景となる山稜の稜線を切らないような位置とすること。				
			(4)大規模な工作物の外観は、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化等を図ることが可能な空地を確保するため、原則として主要道路(注3)から5m以上後退させること。その他の工作物の外壁は、修景緑化等を図ることが可能な空地を確保するため、原則として主要道路から2m以上後退させること。				
			(5)外壁の後退について、敷地上の制約から上記の後退が困難な場合には、可能な限り後退させ修景緑化を図ること。				
			水際を占有しないように湖岸線からできるだけ後退した位置とするとともに、水際へのアプローチを考慮した配置とすること。	(7)築地松散居集落に隣接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とすること。	(8)敷地境界線からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。		
			規模	-	(1)主要な展望地からの眺望を妨げることのないような規模とすること。		
					(2)対岸から見て、背景となる山稜の稜線を切らない規模とすること。		
			形態	-	(3)主要道路から湖への眺望が確保できる規模とすること。	(4)築地松の高さと調和するよう配慮すること。	(5)隣接する建築物との調和に配慮した規模とすること。
	(1)周辺の基調となる景観に調和した形態とすること。	(2)主要道路からの湖への眺望を考慮した形態とすること。			(3)街並みとしてまとまりのある形態とすること。		
	意匠	-	(1)周辺の基調となる景観に調和するとともに、全体としてまとまりのある意匠を工夫すること。				
	色彩	-	(1)けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、湖水面や周辺の山並み、田園等、自然物が主体の周辺景観との調和に配慮すること。				
			(2)使用する色数を少なくするよう努めること。				
			(3)これらによる他、別途色彩基準の基準による。				
素材	-	(1)地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。					
		(2)素材は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。					
敷地の緑化	-	(1)敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。					
		(2)樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。					
		(3)大規模な工作物にあつては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。					
		-	(4)築地松による緑化に努めること。	-			
その他	-	(1)屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。					

行為	事項	央道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔集落ゾーン
工 作 物 （ 個 別 事 項 ）	※1	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 湖や道路に面して設置するものにあつては、できる限り生け垣とすること。 (3) 擁壁を設ける場合には、外観の意匠に工夫し、圧迫感を軽減するよう努めること。		
	※2	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 特に突出したものは設置しないよう努めること。 (3) 目立つ位置への設置は控えること。 (4) できる限りすっきりした形態、意匠とするとともに、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。 (5) 敷地の周囲の緑化に努めること。		
	※3	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 原則としてこのゾーンへの設置は避けること。		(3) 敷地境界線からできる限り後退させること。 (4) 敷地外周部には施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。
	※4	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 原則としてこのゾーンへの設置は避けること。		(3) 原則としてこのゾーンへの設置は控えることとし、設置する場合であっても、湖岸線からできる限り後退した目立ちにくい場所とすること。 (4) できる限りすっきりとした形態、意匠とするとともに、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。 (5) 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。
	※5	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 原則としてこのゾーンへの設置は控えること。 (4) やむを得ず設置する場合は、できる限りすっきりした形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、特徴的な周辺景観との調和に配慮すること。	(3) 目立つ位置への設置は控えること。 (5) できる限りすっきりした形態、意匠とするとともに、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。	(6) 敷地外周部には施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。
	※6	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 鉄塔は、設置しないこと。 (4) 原則として、電線類の地下埋設化を図ること。 (6) やむを得ない場合には、電柱は、できる限り整理統合を図り、極力目立たない位置となるよう配慮すること。 (7) 形態の簡素化を図るとともに、周辺景観になじんだ意匠、色彩とすること。 (8) 道路沿いに設置する場合には、湖面側への設置を避けるとともに、街路樹の成長を妨げないよう高さ、位置を工夫すること。	(3) 鉄塔はできる限り設置しないよう努めること。 (5) できる限り電線類の地下埋設化に努めること。	

行為	事項	中央湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔集落ゾーン
工 作 物 （ 個 別 事 項 ）	※7	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 自家用広告物を除き、このゾーンへの設置は避けること。		
			(3) 自家用広告物にあっても、表示面積の合計が7㎡以下とし、設置箇所数は2個以下とすること。		
			(4) 周辺の建築物と調和したものとなるよう形態、意匠の工夫を図るよう努めること。		
			(5) 突き出し広告物の上端は建築物の高さを超えないものとするとともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は、設置する位置を統一するとともに、その出幅も同一とすること。		
			(6) 屋上広告物については、屋上又は塔屋等の水平投影面から、はみ出さないようにするとともに、建築物の色彩と調和するものとする。		
			(7) 壁面広告は取付壁面から突き出さないこととし、同一目的の広告は一壁面に1個とすること。また、壁面広告物の下地の色彩は、壁面と合わせる。		
			(8) 広告塔は、その高さ、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、周辺景観との調和を図るよう努めること。		
			(9) 蛍光塗料は、使用しないように努めること。		
			(10) ネオン管の使用は避けるとともに、広告物の照明は点滅しないこと。		
		木 竹 の 伐 採	伐採の方法	(1) 農林業を営むために行う木竹の伐採、間伐等木竹の保育のために行われる木竹の伐採及び枯損した木竹又は危険な木竹の伐採を除き、原則として木竹の伐採は行わないこと。	
跡地の緑化	(1) 河川管理者又は自然公園管理者の指導、助言に従って行うこと。		(2) 伐採を行った場合には、樹木により植栽をすること。		
屋 外 に お け る 土 石 、 廃 棄 物 、 再 生 資 源 そ の 他 物 件 の 堆 積	集積又は貯蔵の方法	(1) 原則として、屋外における物品の集積又は貯蔵は行わないこと。	(2) できる限りこのゾーンにおける物品の屋外集積は控えること。	(3) 主要な展望地、道路からできる限り見えない位置、規模とすること。	(4) 敷地境界線からできる限り後退するとともに、物品を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。
	遮へい	-	(1) 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。	(2) 敷地周囲の緑化を行う等周囲の道路等からの遮へいを行うこと。	
土 地 の 開 墾 、 土 石 の 採 取 、 鉱 物 の 掘 採	掘採又は採取の方法	(1) 河川管理者又は自然公園管理者の指導、助言に従って行うこと。	(2) 原則として、鉱物の掘採又は土石等の採取は行わないこと。	(3) できる限り鉱物の掘採又は土石の採取は、控えること。	(4) やむを得ず掘採又は採取を行う場合は、主要な展望地、道路から行為の場所が見えないように掘採又は採取の方法を工夫すること。
	遮へい	-	(1) 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。	(2) 敷地周囲の緑化を行う等周囲の道路等からの遮へいを行うこと。	
	事後の措置	-	(1) 長大な法面又は擁壁が生じないよう努めること。	(2) やむを得ず法面が生じる場合には、法面は緑化可能な勾配とすること。	(3) やむを得ず擁壁が生じる場合には、擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。

行為	事項	宍道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔集落ゾーン
都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び土地の形質の変更	変更後の形状	(1) 河川管理者又は自然公園管理者の指導、助言に従って行う場合を除き、このゾーンにおける土地の区画形質の変更は行わないこと。 (注4)	(2) できる限りこのゾーンにおける土地の区画形質の変更は控えること。	(3) 長大な法面又は擁壁が生じないように努めること。 (4) やむを得ず法面が生じる場合には、法面は緑化可能な勾配とすること。 (5) やむを得ず擁壁が生じる場合には、擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 (6) 行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。	
	緑化		-	(1) 行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。	
水面の埋立て又は干拓	-	(1) 【この基準については宍道湖湖面ゾーンのみ適用】 河川管理者又は自然公園管理者の指導、助言に従って行う場合を除き、このゾーンにおける水面の埋立て又は干拓は行わないこと。			

- ※1) 垣、さく、塀、擁壁等
- ※2) 煙突、排気塔等、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等、電波塔、記念塔、物見塔等、高架水槽、冷却塔等、彫像、記念碑等
- ※3) 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等
- ※4) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラント等、石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設、汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等
- ※5) 自動車車庫の用に供する立体的施設
- ※6) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線及び支持物
- ※7) 広告板、広告塔、装飾塔等

(注1) 宍道湖湖面ゾーンにおいて、河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づき行為を行う場合の規模、形態、意匠、色彩、素材及びその他の基準については、水際景観ゾーンの基準に準ずるものとする。

(注2) この地域における「主要な展望地」とは、田和山史跡公園、宍道湖夕日スポット、ふるさと森林公園、出雲自転車道、出雲空港、仏経山、摺木山、旅伏山、一畑薬師、一般国道9号、一般国道431号、JR山陰本線、一畑電鉄等をいう。

(注3) この地域における「主要道路」とは、一般国道9号、一般国道431号、県道斐川一畑大社線をいう。

(注4) 宍道湖湖面ゾーンにおいて、河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づき行為を行う場合の、変更後の形状及び緑化の基準については、築地松散居集落ゾーンの基準に準ずるものとする。

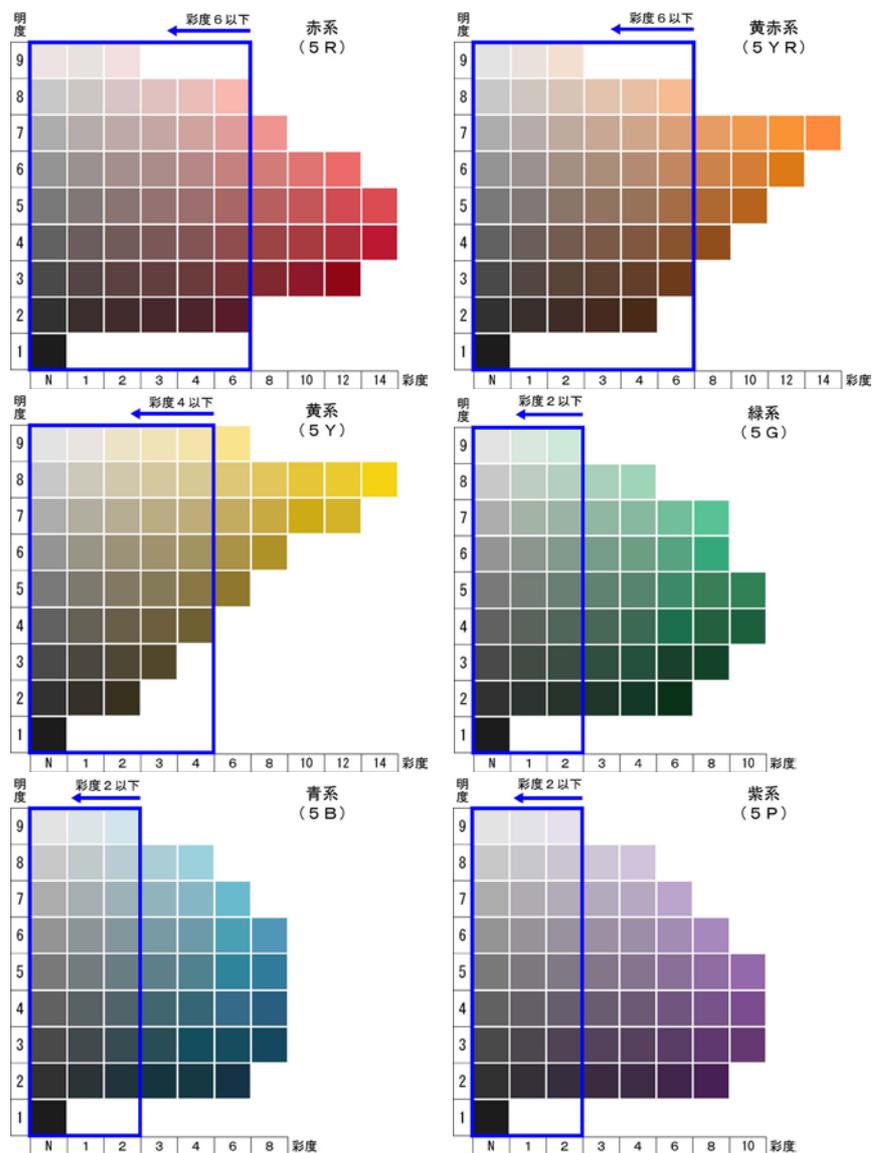
色彩基準（各地域共通）

色彩基準（彩度はマンセル値を用いる）

建築物及び工作物の外観の色彩で主要なものは、次に掲げる範囲のものとする。

色相	彩度
R（赤）、Y R（黄赤）系	彩度 6 以下
Y（黄）系	彩度 4 以下
その他	彩度 2 以下

●蛍光塗料は使用しないこと。



※例として、赤系の色相は 5 R、黄赤系の色相は 5 Y R、黄系の色相は 5 Y、その他の色相として、5 G、5 B、5 P を示した。

※例示した色は印刷物で実際の色とは多少異なるため、色見本で確認すること。